第八条の十三第一項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第二項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改める。

第八条の十四中「第五十三条第六項の法人を同条第八項」を「第五十三条第五項の法人を同条第七項」に、「第九条の七及び第九条の八第四項を除き、この節」を「この条から第八条の十六まで」に、「(連結子法人である法第五十三条第六項」を「(法第五十三条第五項」に、「第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である法人を除く」を「第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る」に、「が最初連結親法人事業年度（法人税法第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）において」を「の最初連結期間（法人税法第五十七条第八項第一号に規定する「最初連結期間」をいう。以下この条において同じ。）内に」に、「とし、当該最初連結期間」に、「を行つた場合の当該適格合併及び連結子法人である法第五十三条第六項の法人が最初連結親法人事業年度において当該法人を分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第九条の七第六項及び第九条の八第四項第二号において同じ。）とする法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。第九条の七第十八項及び第九条の八第五項において同じ。）とするもので、当該法人が当該最初連結親法人事業年度終了の日前に解散するものに限り、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割」を「が行われた場合の当該適格合併及び法第五十三条第五項の法人の最初連結期間内に当該法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該残余財産の確定」に、「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

第八条の十五中「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「(同条第八項」を「(同条第七項」に、「行われた適格合併等（以下本節において「直前適格合併等」という。）において同条第八項」を「当該被合併法人等となる同条第五項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第七項」に、「当該直前適格合併等」を「当該直前適格合併」に、「又は連結事業年度」を「若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に、「確定申告書（以下この節」を「確定申告書（以下この節」に改める。

第八条の十六中「第五十三条第八項に規定する合併法人等（以下本節において「合併法人等」という。）の同項」を「第五十三条第五項の法人の同条第七項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併等」に、「(以下本節において「新設適格合併等」という。）」を削り、「(当該適格合併」に改め、「(当該適格合併等」を「(当該適格合併」に、「当該適格合併等で」を「法人を設立するもので」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併の」に、「、当該合併法人等」を「、当該法人」に改める。

第八条の十七第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第二項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に改める。

第八条の十八中「第五十三条第十二項」を「第五十三条第十項」に、「、適格合併等」を「、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）」に、「被合併法人等が」を「同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「(同条第十二項」を「(同条第十一項」に、「直前適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項」に、「又は連結事業年度」を「若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度」に改める。

第八条の二十一中「第五十三条第十六項」を「第五十三条第十三項」に、「、適格合併等」を「、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）」に、「被合併法人等が」を「同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が」に、「同条第十五項」を「同条第十二項」に、「(同条第十六項」を「(同条第十三項」に、「直前適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項」に、「又は連結事業年度」を「若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度」に改める。

第八条の二十二中「合併法人等の法第五十三条第十六項」を「法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「(当該適格合併」を「(当該適格合併等」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併」に、「、当該合併法人等」を「、当該法人」に改める。

第八条の二十三第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第二項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に改める。

第八条の二十四中「第五十三条第二十項に」を「第五十三条第十六項に」に、「、適格合併等」を「、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）」に、「被合併法人等が」を「同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が」に、「同条第十九項」を「同条第十五項」に、「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「直前適格合併等において法第五十三条第二十項」を「当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項」に、「当該直前適格合併等」を「当該直前適格合併」に、「又は事業年度」を「若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度」に改める。

第九条中「合併法人等の法第五十三条第二十項」を「法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「(当該適格合併等」を「(当該適格合併」に、「新設適格合併等」を「当該適格合併等」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併の」に、「、当該合併法人等」を「、当該法人」に改める。